

東北地方整備局からの情報提供

○流域治水

- 国土交通省と総務省協調による各種地方債
 - ・公共施設等適正管理推進事業債(公適債)
 - ・緊急自然災害防止対策事業債(緊自債)
 - ・緊急浚渫推進事業債(浚渫債)

令和4年5月

東北地方整備局 河川部 地域河川課

流域治水の推進方針（連絡調整会議の設置と議論）

～実効的なプロジェクト推進に向けた支援体制～

- ・流域治水プロジェクトを着実に進めていくために、関係機関間の連携をより強化する。
- ・また、流域治水プロジェクトの検討中メニューについては、具体的な取り組みに向け各種調整が必要があり、事業化に向けた様々な課題等も生じてくることが想定される。
- ・以上により、東北管内13の流域プロジェクトを実効的に進めて行くため、地方局レベルで各流域治水協議会を支援する体制を構築する。

■目的

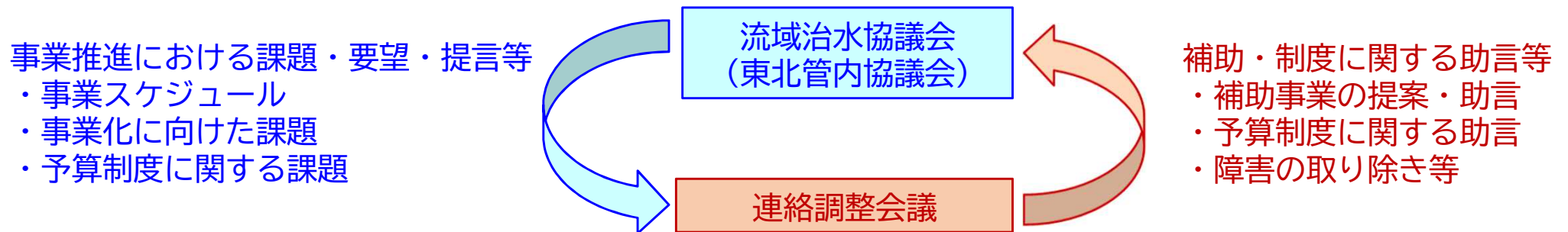
各流域治水協議会構成機関が実施する「流域治水プロジェクト」の実施メニューを確実に実施するため、各省庁が連携した財源確保に資する補助事業、制度・法令の創設・緩和等に関する連絡調整をはじめ、事業推進における課題・要望・提言等に対する助言等を行うことを目的とする。

■構成機関

- ・東北農政局、東北経済産業局、東北運輸局、東北森林管理局、仙台管区气象台、東北地方整備局など

■開催頻度

- ・令和3年5月25日に設置
- ・以降、必要に応じて開催



流域治水の取組の推進に向け、市町村会等における「勉強会」や、実務担当者レベルにおいて生じた疑問等に対する「勉強会」の開催など、本省・地整により支援して参りますので、詳細については別途ご連絡願います。

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

○ 特定都市河川流域において、法的枠組み※1・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※2し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進



など

特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>



個別補助事業
への移行

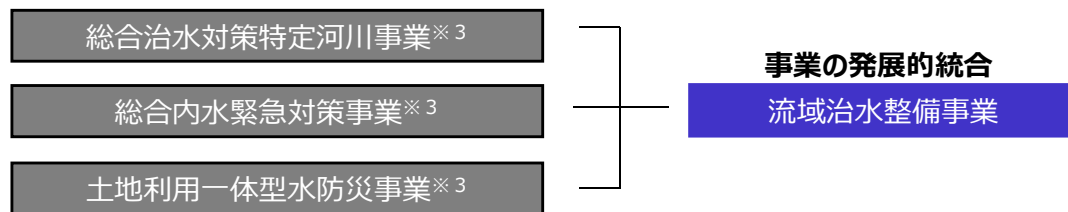
特定都市河川浸水被害対策推進事業

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

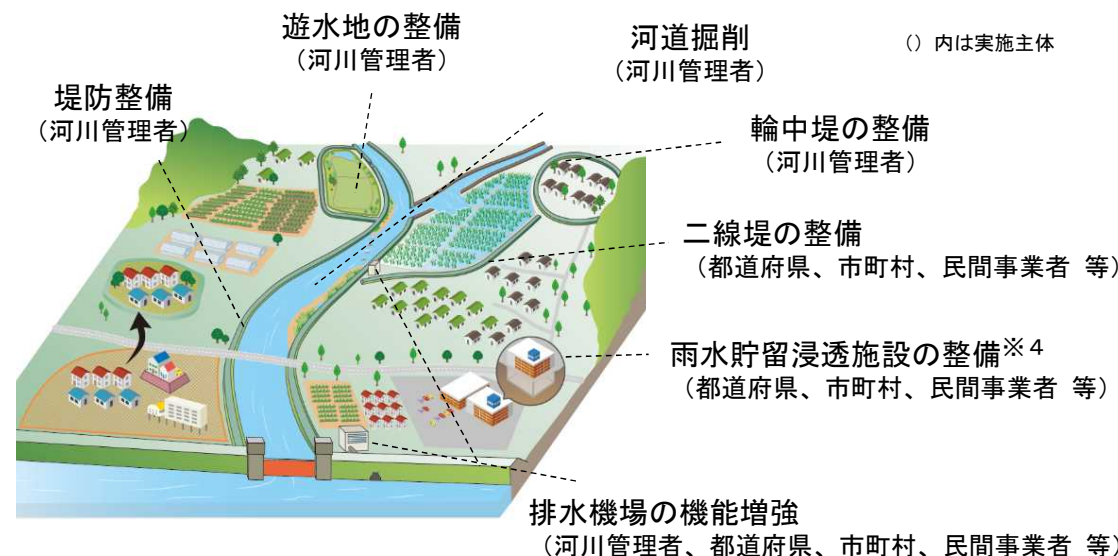
※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4 : 雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)
 実施主体 : 市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率 : 1/2
 その他支援 : 民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税
 (課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

- 特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり・ 住まいづくりの推進

水災害の危険性の高い地域の**居住を避ける**

浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

水災害の危険性の高い地域に**居住する場合にも命を守る**

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの**移転を促す**

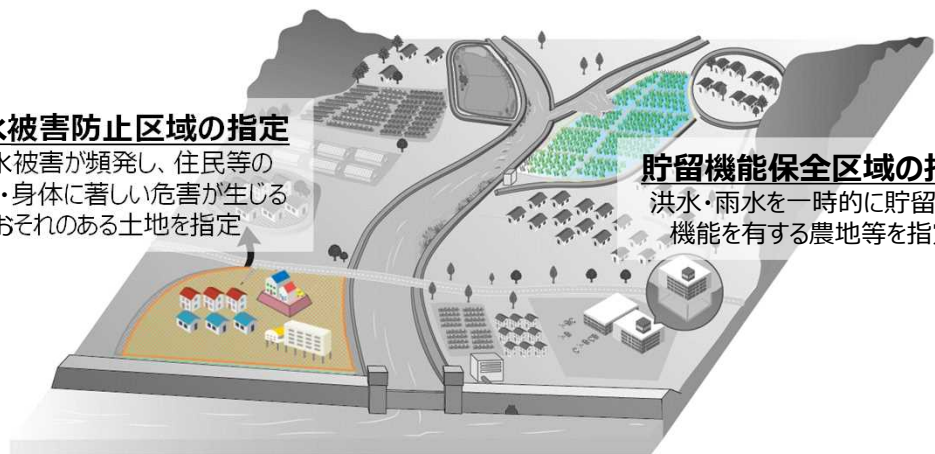
防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定



特定都市河川流域における土地利用

移転や改修への支援制度

(防災集団移転促進事業)【都市局所管事業】

浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助※1

- **令和3年度**より災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**等を追加
- 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(がけ地近接等危険住宅移転事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅の移転への助成を支援※2

- **令和4年度**より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅及び建築物(避難所等に限る)の浸水対策改修等への助成を支援※3

- **令和4年度**より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加※4

※1: 地方公共団体に対する国の補助率: 3/4等(地方財政措置と合わせて、実質、国が約94%を負担)

※2: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2

※3: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2等

※4: 浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等を対象

なお、各支援制度には、別途、補助の限度額がある

農地等の貯留機能の活用の促進

令和4年度より、貯留機能保全区域として指定した土地に係る**固定資産税及び都市計画税への特例措置**(課税標準を2/3~5/6の範囲で条例で定める範囲の割合とする)を創設

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等への支援(再掲)

- ・国庫補助率の嵩上げ(1/3※⇒1/2)

※: 民間事業者等による整備は令和4年度より新規創設



【参考】公共施設等適正管理推進事業債の拡充・延長

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

総務省による措置

○ 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業に「ダム本体、放流設備及びこれに付属する設備」を追加し、事業期間を5年間延長。

【事業期間】

令和4年度～令和8年度(5年間)

【地方財政措置】

充当率:90% / 交付税措置率:財政力に応じて30～50%

【事業費】

5,800億円(令和3年度:4,800億円)

【対象事業】

インフラ長寿命化計画等に基づき、実施する地方単独事業

○ 河川、海岸、砂防等の施設における老朽化対策を実施

<対策のイメージ>



河川・海岸における老朽化した施設(水門等)の改修



砂防における老朽化した施設(堰堤)の改修

○ 令和4年度より「ダム本体、放流設備及びこれに付属する設備」を追加

<対策のイメージ>



ダム管理用通路の改修(塗装)



放流設備の改修(塗装、水密ゴム交換)



各都道府県河川関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局 治水課
河川環境課 流水管理室
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
河川管理施設に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和4年度地方債同意等基準（令和4年総務省告示第125号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、河川管理施設に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1. 制度概要

(1) 対象施設

河川管理者が管理する堤防、ダム等の河川管理施設

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、以下の事業とする。

- ① 排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
- ② 樋門・樋管等の小規模な施設において、その施設単独で実施する国庫補助事業の要件を満たさない規模（事業費が概ね5千万円未満）の改修（更新を含む）
- ③ 護岸・堤防の改修
- ④ 国庫補助事業の要件を満たさない規模（事業費が概ね4億円未満）のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備並びにダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備、係船設備、管理棟、昇降設備、照明設備、水質保全設備等）の改修（更新を含む）

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 国土交通省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。

② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された事業であること。

(4) 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%*

※ 交付税措置率＝ $-0.5X + 0.7$ （ X ＝財政力指数）

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起す年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

(5) 措置期間：令和8年度まで

2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙1参照）

- (1) 施設管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（河川管理施設に係る事業）の事業計画（長寿命化対策の内容）について、国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市町村が施設管理者の場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

河川管理施設に係る事業（ダム事業を除く）

国土交通省水管理・国土保全局治水課

課長補佐 小田桐、流域治水企画係長 片淵

TEL 03-5253-8455（内線 35612、35583）

ダム事業

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室

課長補佐 浅見、ダム管理係長 杉山

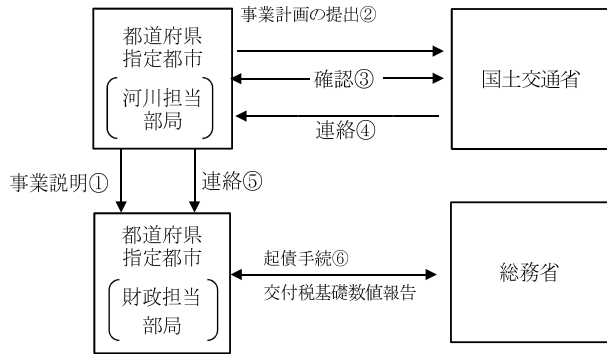
TEL 03-5253-8449（内線 35492、35494）

地方債制度関係

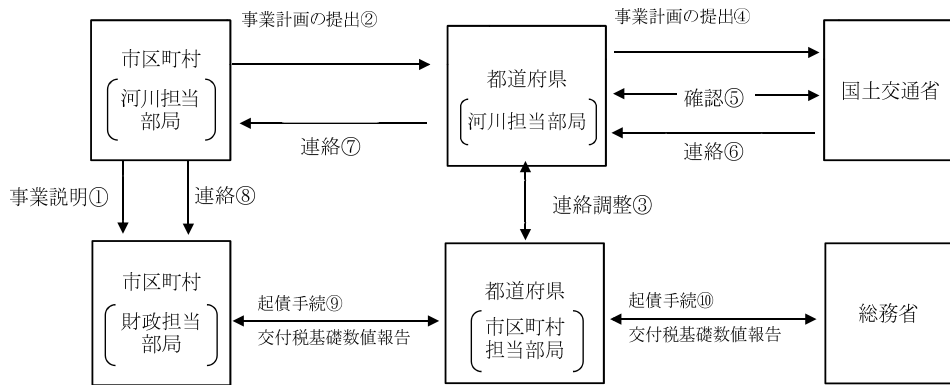
総務省自治財政局調整課 岡部

TEL 03-5253-5619

(都道府県・指定都市が施設管理者の場合)



(市区町村が施設管理者の場合)



公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）のうち河川管理施設に係る事業に関する照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

- 国土交通省水管理・国土保全局治水課（河川事業関係）
TEL：03-5253-8455（内線35612）
- 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室（ダム事業関係）
TEL：03-5253-8449（内線35492）
- 北海道開発局建設部地方整備課 TEL：011-709-2311
(内線5675〔河川〕、5674〔ダム])
- 東北地方整備局河川部地域河川課 TEL：022-225-2171
(内線3821〔河川〕、3826〔ダム])
- 関東地方整備局河川部地域河川課 TEL：048-600-1903
(内線3821〔河川〕、3826〔ダム])
- 北陸地方整備局河川部地域河川課 TEL：025-370-6768
(内線3821〔河川〕、3826〔ダム])
- 中部地方整備局河川部地域河川課 TEL：052-953-8257
(内線3826〔河川〕、3821〔ダム])
- 近畿地方整備局河川部地域河川課 TEL：06-6942-4407
(内線3826〔河川〕、3828〔ダム])
- 中国地方整備局河川部地域河川課 TEL：082-221-9231
(内線3821〔河川〕、3826〔ダム])
- 四国地方整備局河川部地域河川課 TEL：087-811-8318
(内線3821〔河川〕、3826〔ダム])
- 九州地方整備局河川部地域河川課 TEL：092-476-3524
(内線3821〔河川〕、3828〔ダム])
- 沖縄総合事務局開発建設部河川課 TEL：098-866-1911
(内線3641〔河川〕、3771〔ダム])

【参考】緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

令和3年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和3年1月)
より抜粋

総務省による措置

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について、対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長。
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額。
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする。

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

4,000億円（令和2年度:3,000億円）（対前年度比: +1,000億円増、+3割増）

【地方財政措置】

充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】

従前の事業に加え、流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

拡充内容の例

- 国庫補助要件(防災・安全交付金)を満たす以下の河川事業
 - ・ 500m³以上の貯留機能を有する雨水貯留浸透施設の整備
 - ・ 総事業費が4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修
- 雨水公共下水道、都市下水路、公共下水道※に係る下水道事業

※ 管渠を除く雨水氾濫対策に限る

事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県河川関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局治水課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
河川に係る事業の取扱いについて（周知）

令和4年度地方債同意等基準（令和4年総務省告示第125号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、河川に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

(2) 対象事業

- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

○河川改修

- ・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事業費10億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修

- ・ 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費4億円未満の準用河川に係る河川改修
- 普通河川に係る河川改修
- 雨水貯留浸透施設の整備
- ・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない500m³未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000m³未満の容量の溜め池の整備
- 二線堤の築造
- ・ 洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画に位置付けのない二線堤の築造

イ ダムに関する事業

○ ダムに係る改良等

- ・ 総事業費が概ね10億円未満の洪水吐、ゲート等洪水放流設備及び低水放流設備の改良又は新設、排砂バイパスの設置等による堆砂対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、緊急性の高い施設改良等
- ・ 総事業費が概ね4億円未満のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備、ダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良（ダム周辺設備の新設を含む）及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等
- ・ 総事業費が概ね1.5億円未満のダム直下の河道改良工事等
- ・ 総事業費が概ね1.5億円未満の貯砂ダム等の設置工事等

- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和4年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定に代えることができるものとする。

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

- ・ 流域に関する対策（例：防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設の整備等）等）

- ・ 準用河川に係る河川改修
 - ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）
- イ ダムに関する事業
- ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）

(3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- (1) 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（1（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) 市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

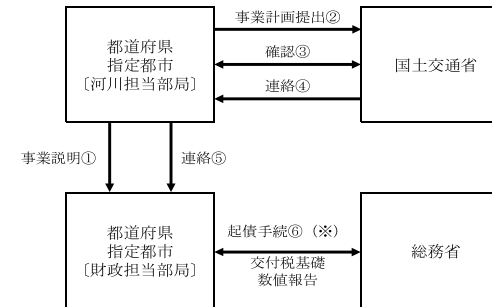
<事業の実施に関すること>
 (河川に係る事業(ダム事業を除く))
 国土交通省水管理・国土保全局治水課
 課長補佐 小田桐、流域治水企画係長 片渕
 TEL:03-5253-8455 (内線 35583)

(ダム事業)
 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
 課長補佐 浅見、ダム管理係長 杉山
 TEL:03-5253-8449 (内線 35492、35494)

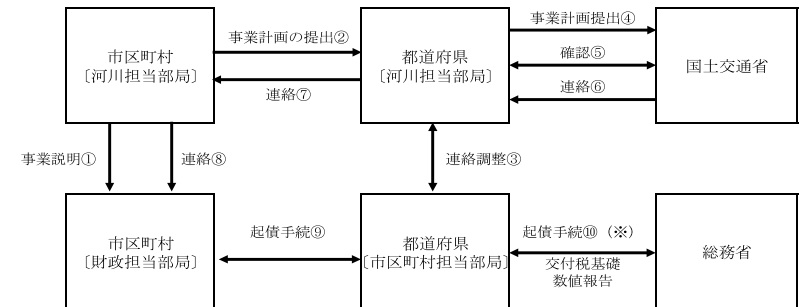
<事業債の制度に関すること>
 総務省自治財政局地方債課 津田
 TEL:03-5253-5629 (直通)

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

<参考> 緊急浚渫推進事業費(仮称)の創設

令和2年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和2年1月)
より抜粋

総務省による措置

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設(地方財政法を改正)

対象事業

各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

事業年度

令和2～6年度(5年間)

財政措置

充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:70%

事業費

900億円(令和2年度)

※ 令和2～6年度の事業費(見込み):4,900億円

事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県河川関係所管課
各都道府県農政担当課
各都道府県林務部局
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市農政担当課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室
国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室
農林水産省農村振興局整備部設計課
林野庁森林整備部治山課
林野庁森林整備部森林利用課
総務省自治財政局地方債課

緊急浚渫推進事業債における取扱いについて（周知）

令和4年度地方債同意等基準（令和4年総務省告示第125号）等に定める緊急浚渫推進事業債に係る事業については、国土交通省、農林水産省及び林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

- ・一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川
- ・ダム（河川管理施設）
- ・砂防設備
- ・治山施設
- ・農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）

(2) 対象事業

地方財政法第33条の5の11に規定する浚渫に関する個別計画（河川維持管理計画等）に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業

※個別計画への具体的な記載事項等については、該当する施設の別添資料1～5を参照すること。

※農業用ため池等については、公共的団体が所有又は管理する施設において、公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成も対象

(3) 対象経費

- 土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）
- 附帯工事費（仮設道路の設置費（借地費含む）等）
- 除去した土砂等の運搬・処理費用（土砂等仮置きのための借地費含む）
- 土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）

(4) 対象期間

令和2年度～令和6年度まで

2 緊急浚渫推進事業債の起債における手続（別紙参照）

(1) 地方公共団体は、個別計画を国土交通省・農林水産省・林野庁に提出する。

(2) 国土交通省・農林水産省・林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1(2)の対象事業に該当することを確認する。

(3) 国土交通省・農林水産省・林野庁は、(2)の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。

(4) 地方公共団体は、(3)の連絡を踏まえ、総務省（下記担当者宛）へ個別計画を提出の上、事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う。）。

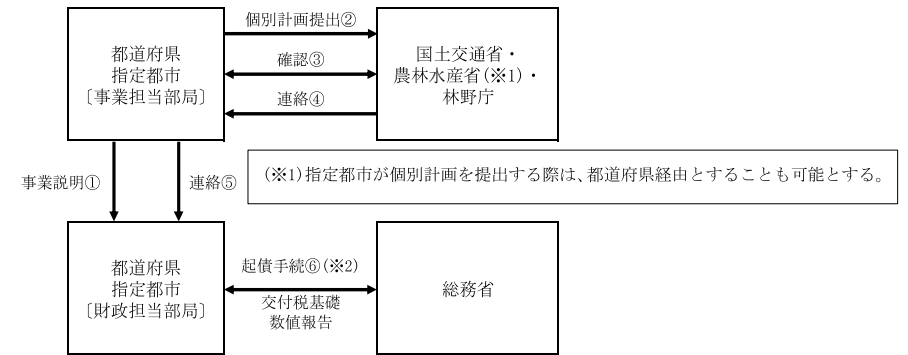
なお、個別計画は「令和4年度起債協議書、起債協議等一覧表、起債届出書及び届出地方債一覧表等の提出について（第1次分）」で指定する提出期限の10日前までに提出する。第2次分以降についても同様に、起債協議書等の提出期限の10日前までに提出する。既に提出した個別計画の記載内容（事業量・実施期間等）に変更がある場合には随時変更して差し支えないが、起債にあたり(1)及び(4)の提出を行う際には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(5) 市町村が実施する場合の(1)～(4)の手続きについては、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)
 <事業の実施に関する事>
 (河川) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
 河川保全企画室 小淵、森田
 TEL:03-5253-8448 (直通)
 (ダム) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
 流水管理室 浅見、杉山
 TEL:03-5253-8449 (直通)
 (砂防) 国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課
 土砂災害対策室 後藤、松島
 TEL:03-5253-8470 (直通)
 (治山) 林野庁森林整備部治山課 山名、土本
 TEL:03-6744-2308 (直通)
 (農業用ため池等)
 農林水産省農村振興局整備部設計課 村本、浅川、加藤
 TEL:03-3595-6338 (直通)
 <事業債の制度に関する事>
 総務省自治財政局地方債課 土屋、岩橋
 TEL:03-5253-5629 (直通)

緊急浚渫推進事業債における事業の手続

【都道府県・指定都市が事業を実施する場合】



【市区町村が事業を実施する場合】

